

## 「特定空家等」の認定及び緊急安全措置の実施について

### 1. 「特定空家等」の認定及び緊急安全措置の概要

令和6年11月26日の強風により、高津町の持石海岸沿いの旧ホテル（空き家）の外壁が国道191号の歩道に落下した。また、11月28日にさらなる外壁の落下がみられたことから、消防による応急措置を実施した。今後もさらなる落下の危険性があり、国道の通行人等に被害を及ぼすおそれもあることから、外壁落下防止の緊急安全措置が必要な状況であった。

しかし、当該建築物は所有者を確知することができない空き家であり、所有者等による措置が見込めない状況であったため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に認定し、同法第22条第10項の規定に基づく略式代執行による安全措置として、外壁落下防止の緊急対策工事を実施した。

### 2. 建築物の所在地及び家屋番号等

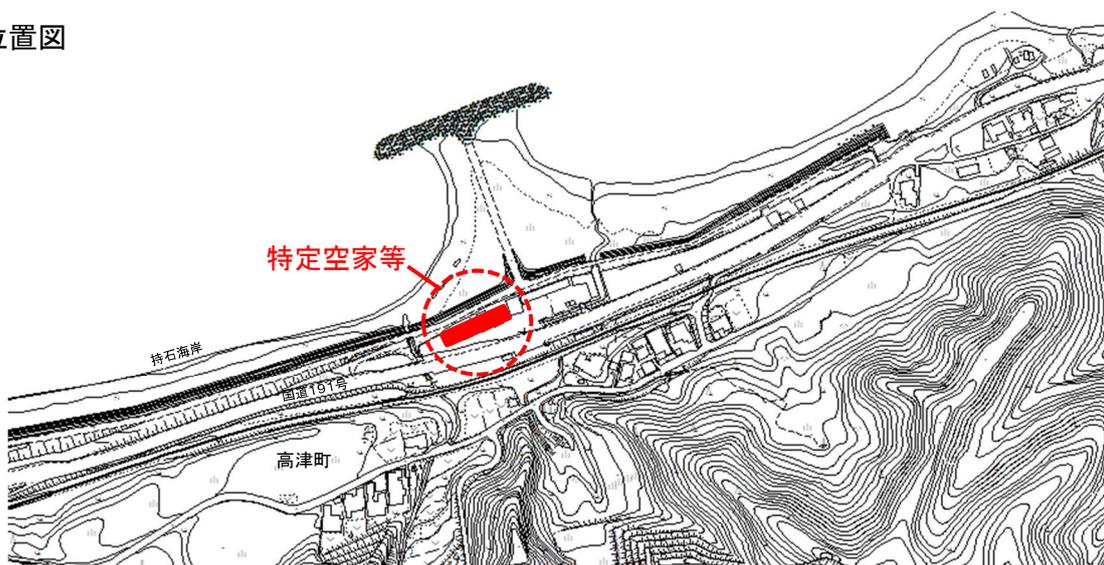
所在地：益田市高津町口760番地4、口819番地1  
 家屋番号：口760番4  
 種類：ホテル  
 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建  
 延床面積：2,575.98㎡（登記簿面積）

### 3. 経過及び対応状況

令和6年11月26日	強風により国道の歩道に外壁が落下
11月27日	空家法第2条第2項に規定する「特定空家等」に認定
11月28日	隣接部分の外壁が落下 消防による応急措置を実施（外壁をロープで固定） 空家法第22条第10項に基づく「略式代執行」の決定
11月29日	措置内容等の公告（益田市告示第338号）
12月19日	公告による措置の期限
12月22日	外壁落下防止緊急対策工事を実施（外壁にネットを設置）
12月26日	敷地の周囲に侵入禁止のバリケードを設置

※ 国道については、益田国道維持出張所により歩道の通行止め措置、現在は解除

### 4. 位置図



## 5. 状況写真

○ 令和6年11月26日 外壁落下の状況



○ 令和6年11月28日 消防による応急措置の実施状況（外壁をロープで固定）



○ 外壁落下防止緊急対策工事の実施状況



※ 参考「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年 法律第127号）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第5章 特定空家等に対する措置

第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

（略）

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

（略）